

議案第136号

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 6 月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に鑑み、保育所等に係る保育士の数の算定において、保育士とみなすことができる者に准看護師を加える等の必要があるによる。

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例

(福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第1条 福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例(平成26年福岡市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第30条第3項、第32条第3項、第45条第3項及び第48条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

(福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第2条 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年福岡市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第44条第4号中「及び附則第5項」を削る。

附則第4項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。